

横浜市行政不服審査会答申  
(第143号)

令和6年8月6日

横浜市行政不服審査会

## 1 審査会の結論

本件審査請求のうち、通院に同伴する者の交通費の支給を求める請求（以下「本件審査請求 1」という。）については却下し、横浜市長（以下「処分庁」という。）が行った負担上限額を 2,500 円として自立支援医療受給者証交付決定処分の変更を求める請求（以下「本件審査請求 2」という。）については、棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

## 2 事案の概要

本件は、審査請求人が令和 4 年 9 月 28 日に行った障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 53 条第 1 項の規定に基づく自立支援医療（精神通院医療）の支給認定申請に対して、処分庁が負担上限月額を 2,500 円として自立支援医療受給者証交付決定処分（以下「本件処分」という。）を行ったところ、審査請求人が、本件処分について、通院に同伴する者の交通費を支給することを求めて本件審査請求 1 を行い、負担上限月額を減額あるいは「なし」と変更して処分を行うことを求めて本件審査請求 2 を行った事案である。

## 3 審査請求人の主張の要旨

- (1) 審査請求人の世帯は非課税世帯であり、審査請求人は今後も就労による収入を得て自立できる可能性がないため、月額 2,500 円の自己負担額は大きく不安なく医療や支援を受けることができない。
- (2) 現状の規定は法の理念に反している。

## 4 処分庁の主張の要旨

- (1) 審査請求人は、処分庁に対し、令和 4 年 9 月 28 日、法第 53 条第 1 項の規定に基づき、自立支援医療（精神通院医療）の申請を行った。
- (2) 処分庁は、前記（1）の申請について、当該申請書に記載された審査請求人の同意に基づき、市民税の課税状況、収入状況及び生活保護の受給状況について審査した結果、審査請求人の属する世帯は、「自立支援医療費の支給認定について」（平成 18 年 3 月 3 日障発 0303002 号）の別紙 1 である自立支援医療費支給認定通則実施要綱（以下「実施要綱」という。）第 2 所得区分の 6 の（注 1）に該当する市町村民税世帯非課税世帯であることが判明し、

受給者に係る地方税法上の合計所得金額、所得税法上の公的年金等の収入金額及びその他厚生労働省令で定める給付についてもいずれも0円であることが判明したため、所得区分を「低所得1」とした。

- (3) 同認定は、法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「令」という。）、実施要綱及び自立支援医療（精神通院医療）実施要綱（平成25年4月1日健障企第19号）に基づき、適法かつ正当に行なったものである。
- (4) 本件処分は適法かつ正当に行なわれており、違法な点は認められないことから、本件審査請求2は理由なしとして、棄却を求める。

## 5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求1は却下し、本件審査請求2は棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「3 本案前の判断」及び「7 判断理由」に記載のとおりとしている。

## 6 審査会の本案前の判断

当審査会の本件審査請求1についての判断理由は、審理員意見書の「3 本案前の判断」と同旨であり、次のとおりである。

審査請求人は、通院に同伴する者の交通費の支給を求めており。しかしながら、交通費の支給を行わないことは、行政不服審査法（平成26年法律第68号。）第1条の「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」に該当せず、また、同法第3条の「行政庁の不作為」にも該当しない。

したがって、本件審査請求1は却下するのが相当である。

## 7 審査会の本案の判断

当審査会の本件審査請求2についての判断理由は、審理員意見書の「7 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

### (1) 本件に関する法令等の規定

#### ア 法の定め

法第12条は、「市町村等は、自立支援給付に関して必要があると認めることは、障害者等、障害児の保護者、障害者等の配偶者又は障害者等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の資産又は収入の状況に

つき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは障害者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。」と定める。

法第 53 条第 1 項は、「支給認定を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、主務省令で定めるところにより、市町村等に申請をしなければならない。」と定める。

法第 54 条第 1 項は、「市町村等は、前条第 1 項の申請に係る障害者等が、その心身の障害の状態からみて自立支援医療を受ける必要があり、かつ、当該障害者等又はその属する世帯の他の世帯員の所得の状況、治療状況その他の事情を勘案して政令で定める基準に該当する場合には、主務省令で定める自立支援医療の種類ごとに支給認定を行うものとする。」と定める。

法第 58 条第 1 項は、「市町村等は、支給認定に係る障害者等が、支給認定の有効期間内において、第 54 条第 2 項の規定により定められた指定自立支援医療機関から当該指定に係る自立支援医療（以下「指定自立支援医療」という。）を受けたときは、主務省令で定めるところにより、当該支給認定障害者等に対し、当該指定自立支援医療に要した費用について、自立支援医療費を支給する。」、同条第 3 項は、「自立支援医療費の額は、一月につき、第 1 号に掲げる額…とする。」と定める。同項第 1 号には、「同一の月に受けた指定自立支援医療（食事療養及び生活療養を除く。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から、当該支給認定障害者等の家計の負担能力、障害の状態その他の事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額が当該算定した額の 100 分の 10 に相当する額を超えるときは、当該相当する額）を控除して得た額」と規定されている。

#### イ 令の定め

令第 29 条第 1 項は、「法第 54 条第 1 項の政令で定める基準は、支給認定（法第 52 条第 1 項に規定する支給認定をいう。以下同じ。）に係る障害者等（法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する障害者等をいう。以下同じ。）及び当該障害者等と生計を一にする者として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの（以下「支給認定基準世帯員」という。）について指定自立支援医療（法第 58 条第 1 項に規定する指定自立支援医療をいう。以下同じ。）

のあった月の属する年度（指定自立支援医療のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第 292 条第 1 項第 2 号に掲げる所得割の額を内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより合算した額が 235,000 円未満であることとする。」と規定する。

令第 35 条は、「法第 58 条第 3 項第 1 号の当該支給認定障害者等の家計の負担能力、障害の状態その他の事情をしん酌して政令で定める額（附則第 13 条において「負担上限月額」という。）は、法第 54 条第 1 項の主務省令で定める医療の種類ごとに、次の各号に掲げる支給認定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。」と定め、同項第 4 号は「市町村民税世帯非課税者であり、かつ、指定自立支援医療のあった月の属する年の前年（指定自立支援医療のあった月が 1 月から 6 月までの場合にあっては、前々年とする。以下この号において同じ。）中の公的年金等の収入金額…、当該指定自立支援医療のあった月の属する年の前年の合計所得金額…及び当該指定自立支援医療のあった月の属する年の前年に支給された国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）に基づく障害基礎年金その他の内閣府令・厚生労働省令で定める給付を合計した額の合計額が 80 万円以下である者又はその支給認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員が指定自立支援医療のあった月において要保護者である者であって内閣府令・厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給認定障害者等（次号に掲げる者を除く。） 2,500 円」、同項第 5 号は「その支給認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員が、指定自立支援医療のあった月において、被保護者又は要保護者である者であって内閣府令・厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給認定障害者等 0」とする。

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年 2 月 28 日厚生労働省令第 19 号。以下「施行規則」という。）の定め

施行規則第 38 条は、「令第 29 条第 1 項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める者は、次の各号に掲げる支給認定に係る障害者等の区分に応じ、当該各号に定める者とする。」と規定し、同第 2 号は「支給認定に係る障害者等の加入している医療保険が国民健康保険である場合 当該

支給認定に係る障害者等の加入している国民健康保険の被保険者(当該支給認定に係る障害者等以外の者であって、かつ、当該支給認定に係る障害者等と同一の世帯に属する者に限る。)」とする。

また、施行規則第 56 条は、「令第 35 条第 5 号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める者は、同条第 4 号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であって、同条第 5 号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。」と規定する。

## エ 実施要綱の定め

実施要綱第 2 は、所得区分を、「自己負担について受診者の属する「世帯」の収入や受給者の収入に応じ区分…を設けて認定することとし、所得区分ごとに負担上限月額…を設けること」とされている。

また、実施要綱第 2 の 1 では、「所得区分及びそれぞれの負担上限月額」を、「①生活保護 負担上限月額 0 円 ②低所得 1 負担上限月額 2,500 円 ③低所得 2 負担上限月額 5,000 円 ④中間所得層 負担上限月額設定なし (⑤一定所得以上：自立支援医療費の支給対象外)」と規定している。

実施要綱第 2 の 5 は、第 2 の 1 の所得区分のうち①生活保護の対象は、受診者の属する世帯が生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による生活保護受給世帯(以下「生活保護世帯」という。)…である場合又は生活保護法による要保護世帯…であって、②低所得 1 の負担上限額を適用としたならば保護又は支援を必要とする状態となる世帯である場合とする。なお、生活保護法による要保護世帯は、生活保護法第 6 条第 2 項において「この法律において「要保護者」とは、現に保護を受けているといいないとにかくわらず、保護を必要とする状態にある者をいう。」と定義されている。

また、実施要綱第 2 の 6 は、第 2 の 1 の所得区分のうち②低所得 1 の対象は、受診者の属する「世帯」が市町村民税世帯非課税世帯であって、受給者に係る次に掲げる収入の合計金額が 80 万円以下である場合であって、かつ、所得区分が①生活保護の対象ではない場合であるものとするとし、「次に掲げる収入」として地方税法上の合計所得金額、所得税法上の公的年金等の収入金額、その他厚生労働省令で定める給付をあげる。

実施要綱第 4 の 1 において「「世帯」の所得は、申請者の申請に基づき

認定するものとする。」と規定され、また実施要綱第5の1は、「世帯」の所得区分は、受診者の属する「世帯」のうち、各医療保険制度で保険料の算定対象となっている者(例えば、健康保険など被用者保険では被保険者本人、国民健康保険又は後期高齢者医療制度では被保険者全員)に係る市町村民税の課税状況等を示す公的機関発行の適宜の資料に基づき算定し、認定を行うものとする。」と規定されている。

なお、実施要綱第5の2では、「法第12条に基づき、認定に際し必要な事項につき調査を行うことが可能であるが、加えて申請の際に税情報や手当の受給状況等に係る調査についての同意を書面で得るような取扱い等を行うことも差し支えない。」とされているところ、横浜市では、申請書に同意欄を設けている。

## (2) 審査請求人世帯の所得について

審査請求人の負担上限月額は、審査請求人世帯の所得によって判断されるところ(令第29条及び第35条並びに施行規則第38条及び第56条)、実施要綱には、世帯の所得は、「申請者の申請に基づき認定するものとする」とある。

審査請求人は、自立支援医療(精神通院医療)支給認定申請書添付の「収入申告書」の、「①公的年金等収入(2)障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金、遺族基礎年金、遺族厚生年金、遺族共済年金、特別障害給付金等」の欄に「無」と印をつけた上で収入を0円と記載しており、その他の記載は行っていない。また、同申請書には、「この申請に関して、受診者及び受診者と同じ医療保険に属する世帯員全員の市民税の課税状況・収入状況、精神保健福祉手帳の取得状況、生活保護の受給状況及び横浜市国民健康保険の加入状況について、横浜市が調査・確認することに同意します。なお、この調査・確認にあたり、受診者が属する世帯員全員の同意も得ています。」と記載されている。

法第12条及び上記同意に基づき横浜市が前年の収入を調査したところ、審査請求人が加入している国民健康保険における被保険者(施行規則第38条第2号)は審査請求人と審査請求人の母であり、同世帯は市町村民税世帯非課税世帯であった。

また、同世帯は生活保護を受給していなかった。

## (3) 所得区分について

そこで、審査請求人が実施要綱第2の1①から⑤までのいずれかに該当するか検討するに、審査請求人世帯は市町村民税世帯非課税世帯であって、受給者に係る実施要綱第2の6に掲げる収入の合計金額が80万円以下である。

そして、審査請求人世帯は生活保護を受給しておらず、また、本件で提出された資料によって、審査請求人世帯が生活保護法における要保護世帯であって低所得1の負担上限額を適用としたならば保護又は支援を必要とする状態となる世帯であると認めることもできない。

したがって、審査請求人世帯は実施要綱第2の1①生活保護には該当せず、第2の1②低所得1に該当すると認められるため、審査請求人の負担上限額は2,500円となる（令第35条、実施要綱第2の1）。

なお、実施要綱の内容は、法及び令の内容を踏まえて作成されているものと認められるため、実施要綱において支給の対象が定められ、これに基づいて認定がなされたことも、適法かつ妥当なものであると認められる。

その他審査請求人の主張に理由があるとは認められないため、本件審査請求2は棄却するのが相当である。

#### （4）結語

以上のとおりであるので、本件処分に係る処分庁の判断に違法又は不当な点はなく、審査請求人の請求には理由がない。

### 8 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

### 9 結論

以上のとおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

« 参考 1 »

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
令和5年2月16日	・弁明書等の提出依頼
令和5年3月9日	・弁明書等の受理
令和5年3月10日	・弁明書の送付及び反論書等の提出依頼
令和5年3月29日	・提出書類等閲覧等請求書の受理
令和5年6月9日	・提出書類等の閲覧等の決定
令和5年7月4日	・反論書等の提出再依頼
令和5年8月15日	・反論書の受理
令和5年8月21日	・反論書の送付
令和6年2月19日	・口頭意見陳述申立書及び委任状の受理
令和6年5月17日	・口頭意見陳述開催通知の送付
令和6年6月5日	・口頭意見陳述実施
令和6年6月19日	・審理手続の終結
令和6年6月25日	・審理員意見書の提出

« 参考 2 »

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和6年7月9日	・審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・調査審議
令和6年7月31日	・参考資料の受理
令和6年8月6日	・調査審議